

富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則第5条に規定する市長が定める富士山景観重点地域について

平成27年7月1日市長決裁

富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則第5条に規定する市長が定める富士山景観重点地域は、次のとおりとする。

- (1) 朝霧高原地区における国道139号の東側の区域
- (2) 富士宮市総合計画（富士宮市議会の議決すべき事件を定める条例（平成26年富士宮市条例第1号）第2条の市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想をいう。）で定めた緑・産業振興地域と当該地域の山側にある防災・水資源保全地域の間位置する区域
- (3) 世界遺産富士山の構成資産の資産的価値を損なうおそれのある区域
- (4) 柚野地区周辺の区域（字：上柚野、下柚野、鳥並、猫沢、大鹿窪、西山）
- (5) 杉田地区周辺の区域（字：杉田）